

上越市選挙管理委員会告示 第57号

令和8年5月31日執行の新潟県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により次のとおり選任した。

令和8年5月14日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一

- 1 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者
別紙のとおり